

令和 4 年 11 月 17 日

一 般 社 団 法 人
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟
代 表 理 事 仲 谷 善 弘

介護事業者の経営情報の届出を義務化、都道府県が公表 厚労省案

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は 14 日、介護サービス事業者に財務諸表など経営情報の定期的な届出を義務付けることや、現行制度で都道府県が介護サービス事業者の財務状況を公表することなどを、社会保障審議会の介護保険部会に提案しました。経営実態の透明化を図るのが狙いで、強い反対意見は出ませんでした。次の介護保険制度改正に向け、部会では議論の取りまとめを年末に行います。

社会福祉法人については、社会福祉法などに基づき計算書類の届出や公表が義務化されていますが、介護サービス事業者は現状、財務書類の報告や公表を義務付けられていません。

ただ、厚労省は介護サービス事業者の経営情報を収集し、経営状況の実態を把握することが重要だとみています。その情報を踏まえた持続可能な介護サービス提供体制の構築のための政策を検討したり、介護従事者などの処遇の適正化に向けて検討したりするために活用できる可能性があるためです。

また、政府の「骨太方針 2021」には、医療法人と同様に、介護サービス事業者も事業報告書などのアップロードによる取り扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築することが盛り込まれました。

こうした状況を踏まえ、厚労省は 14 日の部会で、介護サービス事業者が財務諸表など経営に係る情報を定期的に都道府県知事に届け出て、厚労相がその情報に関するデータベースを整備する仕組みの検討を提案しました。介護保険制度に係る施策の検討に活用するのが狙いです。

また、現行の介護サービス情報公表制度で都道府県が介護サービス事業者の財務状況を公表するとともに、公表の対象事項に従事者 1 人当たりの賃金を加えることも検討の方向性として示しました。

議論では、井上隆委員（経団連専務理事）や河本滋史委員（健康保険組合連合会専務理事）、橋本康子委員（日本慢性期医療協会会長）などが厚労省案を支持し、介護サービス事業者の経営状況の「見える化」を積極的に進めるべきだと主張しました。

日本医師会常任理事の江澤和彦委員も、経営状況を公表することには反対しませんでした。従事者 1 人当たりの賃金の公表について「小規模な介護事業所も多く、個人情報に近いデリケートな情報になりかねない」とし、慎重に検討を重ねる必要があると強調しました。

介護事業者の経営状況を巡っては、7 日に開かれた財政制度等審議会の財政制度分科会で、財務省が法令改正によって財務諸表などの報告や公表の義務化を提言しました。

※詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29048.html